富谷市営墓地
使用者募集案内（随時）

目次

1．富谷市営墓地の概要 1

2．使用料等について 3

3．申請資格等 3

4．申請から使用開始までの流れ 5

5．申請方法等 6

6．墓地の設置基準等 8

（1）一般墓地の設置基準 8

（2）芝生墓地の設置基準 9

（3）個別埋蔵墓地の使用方法 10

7．ペット合葬墓地の使用について 11

8．一般墓地・芝生墓地募集区画図、施設位置図 12

9．申請書記載例 15

【お問い合わせ先】

◆ 富谷市役所 市民生活部 生活環境課 ◆

[住 所] 〒981-3392 富谷市富谷坂松田 30 番地

[電 話] 022-358-0515 [FAX] 022-358-3189

[E-mail] seikatsu@tomiya-city.miyagi.jp

◆ やすらぎパークとみや管理棟事務所 ◆

[住 所] 〒981-3323 富谷市大亀漆穂二番 12 番地 2

[電 話] 022-341-1711

１. 富谷市営墓地の概要

富谷市営墓地は、従来の墓地とは異なり、公園のように明るく親しみやすい雰囲気となるように景観に配慮するとともに、墓地への意識の変化やニーズに合わせ、一般墓地、芝生墓地、個別埋蔵墓地など、多様な墓地を配置している宗教不問の施設です。また、ペット専用の合葬墓地も敷地内に整備しています。

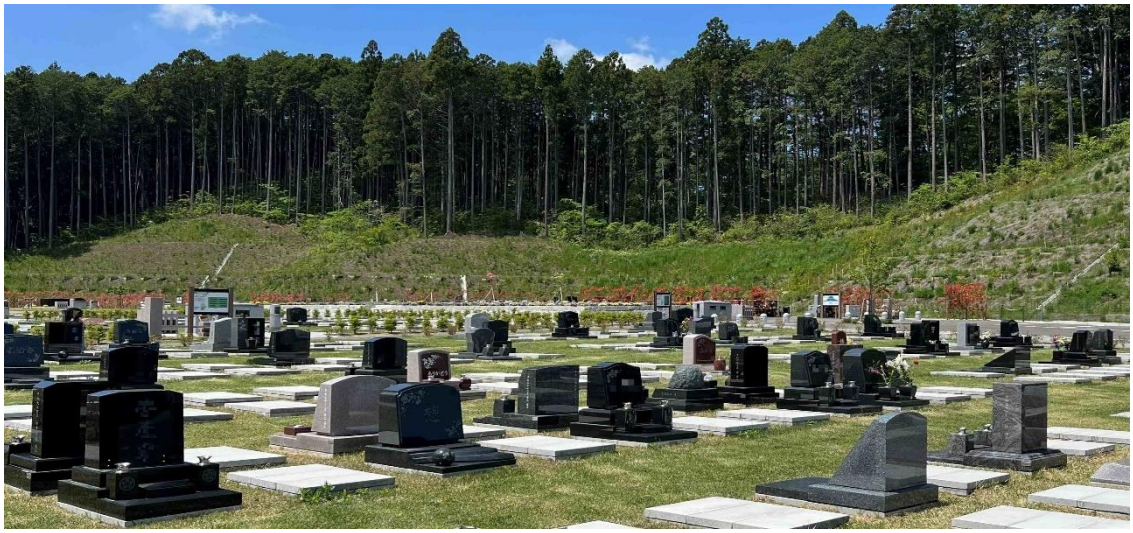

〇施設について

一般墓地
従来型の伝統的な和式墓地です。代々、親族で引き継いでいただく墓地となっており、墓石の建設が必要です。 申請時に納める永代使用料とは別に、毎年、年間管理料を納めていただきます。

芝生墓地
墓域全体に芝生を張った、西洋風の墓地です。代々、親族で引き継いでいただく墓地となっており、墓石の建設が必要です。焼香台、塔婆立ては共用となっております。 申請時に納める永代使用料とは別に、毎年、年間管理料を納めていただきます。

個別埋蔵墓地
墓地の土中に個人専用のカロートを設置し、プレート型の墓石を配置した集合墓地です。使用期間は許可日から３０年間となっており、その後は敷地内の合葬墓地に合葬されます。管理は全て市で行います。使用者による墓石や名盤等の設置はできません。焼香台、献花台、塔婆立ては共用となっています。 納骨時を除き、墓地内への立ち入りはできません。申請後に３０年間分の使用料と管理料を一括して納めていただきます。

○やすらぎパークとみや全体図

２. 使用料等について

（1）施設使用料・管理料

墓地種別	使用料	管理料
一般墓地	４０万円	年６千円
芝生墓地	３８万円	年８千円
個別埋蔵墓地	３０万円	１２万円 （３０年間につき）
ペット合葬墓地	３千円 （1体）	―

【使用時間】9時00分～17時00分

【休　業　日】12月31日から翌年1月2日まで

【所　在　地】富谷市大亀漆穂二番12番地2

【問い合わせ先】富谷市市民生活部生活環境課　TEL022-358-0515

３. 申請資格等

(1)　申請資格（次の①②の要件を全て満たす方）

①　申請日において1年以上引き続き富谷市に居住し、住民登録されている方

②　祭祀の主宰者*であること（個別埋蔵墓地を自己のために使用する場合は除きます。）

＊墓や仏壇を引き継いで先祖を供養する者のこと

(2)　使用期間

・　一般墓地、芝生墓地：永年

・　個別埋蔵墓地：使用許可を受けた日から30年が経過した日の年度末（3月31日）まで
※30年間延長可能（管理料を追加で12万円支払った場合）

(3)　市で管理を行う部分

・　施設通路の除草・清掃、芝生墓地、個別埋蔵墓地の芝生の管理、その他施設維持管理

※一般墓地の区画内の維持管理は使用者が責任をもって行ってください。

(4) 使用に関する注意事項

① 一度納入された使用料・管理料は原則返還いたしません。ただし、使用許可を受けた日から3年以内に未使用のまま墓地を返還した場合は、使用料の半額を返還いたします。管理料については、墓石の設置の有無に関わらず返還できませんので、ご家族と十分お話し合い、ご検討のうえ申請願います。

② 使用料の納入後、その使用料をもって別の区画に変更することはできません。変更の場合は、墓地返還手続き（使用料の返還については①に記載のとおり）の後、改めて申請と使用料の納入が必要です。

③ 一般墓地、芝生墓地については、墓石の設置など使用区画内の整備費用は使用者のご負担となります。

④ 区画の隣地同士の墓石設置工事期間が重なった場合は、工事期間の調整をお願いする場合があります。

⑤ 墓地使用権は売買・譲渡または貸与することはできません。

⑥ 使用する際は8～10ページの設置基準等を十分ご確認いただき、遵守してください。

⑦ 墓地使用者が亡くなった場合、祭祀継承者が使用者変更の手続きをしてください。

⑧ 一般墓地、芝生墓地、個別埋蔵墓地に納骨できる焼骨は人骨のみとなります。ペットについてはペット合葬墓地に納骨することとなり、ご自身の墓地に共に納骨することはできません。11ページの「ペット合葬墓地の利用について」を十分ご確認ください。

⑨ 墓地返還（墓じまい）の際は、手続き後、墓石等を撤去し更地の状態で返還していただきます。

(5) その他

① 市では、墓石等の販売業者等の斡旋はいたしません。また、墓地内での業者による勧誘行為は禁止しております。「市の指定業者である。」と名乗るなど、墓地内での勧誘行為がありましたら、富谷市生活環境課までご連絡ください。

② 富谷市では、供花の販売は致しません。

４．申請から使用開始までの流れ

申請（使用許可申請）

（詳細は6ページ参照）

・本紙「富谷市営墓地使用者募集案内（随時）」の記載内容を十分ご確認の上、窓口にて申請願います。

↓

納付書郵送

管理料口座振替依頼書郵送

・一度納入された使用料は、返還いたしません。ただし、使用許可を受けた日から3年以内に未使用のまま墓地を返還した場合は、使用料の半額を返還いたします。管理料については返還いたしません。

・使用料の納入後、その使用料をもって別の区画に変更することはできません。変更の場合は、墓地返還手続きの後、改めて申請と使用料の納入が必要です。

一般墓地・芝生墓地について

・納付書とあわせて管理料口座振替依頼書も郵送いたしますので、ご自身が指定する金融機関に依頼書を提出してください。翌年度の管理料から毎年4月末に口座振替となります。

※年度途中に使用許可を受けた場合は、初年度分の管理料は月割りとなります。

↓

納　入

・納付書にて使用料・管理料の納入をしていただきます。

※個別埋蔵墓地については、使用料と30年間分の管理料を一括で納入していただきます。

↓

使用許可証の交付

・使用料の入金が確認できましたら、使用許可証をお送りします。

５．申請方法等

(1) 申請方法

申請書類をご記入の上、下記窓口へ直接申請願います。

（ペット合葬墓地については11ページ参照）

［ 受付場所 ］

受付窓口	所在地	開庁時間
富谷市役所生活環境課	富谷市富谷坂松田30番地	８:30～17:15 ※

※生活環境課では、毎月第一・三月曜日に19:00まで開庁しております。(月曜日が休日の場合は翌開庁日)

［ 受付日時 ］ 土日祝日等及び年末・年始を除いた開庁時間内

(2) 申請書類

① 墓地使用許可申請書

② 申請者の住民票の写し（続柄・本籍有）

※①の個人情報閲覧同意欄に直筆で署名した場合は不要

③ 火葬許可証の写し（焼骨所有者のみ）

※ 申請を申請者から頼まれてきた方は「委任状」を添付願います。

(3) 申請に関する注意事項

① 空いている区画の中から希望区画をお選びいただき、随時区画を決定していきます。

② 今回随時募集している区画について、申請数が区画数を超え次第、受付終了となります。

③ お一人につき一般墓地、芝生墓地、個別埋蔵墓地のいずれか1つの墓地種別しか申請できません。

④ 今回の募集において、一般墓地、芝生墓地については同一世帯から原則どなたかお一人しか申請できません。既に市営墓地を使用している世帯は申請できません。

⑤　個別埋蔵墓地については、原則としてお一人につき一区画の申請となります。ただし、埋蔵予定の焼骨をお持ちの方は、焼骨の数だけ申請が可能です。

⑥　個別埋蔵墓地で使用する区画については市で決定いたします。なお、同一世帯で複数申請いただいた際、区画に余裕がある場合は、隣接した区画を希望することができます。

⑦　使用料納入後に墓地の種類を変更することはできません。

⑧　募集区画の空き状況については、12・13ページをご覧ください。　なお、「区画図」は定期的に更新いたしますが、最新の空き状況につきましては、富谷市生活環境課へお問い合わせください。

6. 墓地の設置基準等

(1)一般墓地の設置基準

富谷市営墓地条例施行規則第12条第1項に定める一般墓地の設置基準は次のとおりとなります。

① 墓碑及びこれに類するものの高さ(前面縁石の上端からの高さをいう。以下同じ。)は、2m以内とすること。

② 盛土の高さは60cm以内とし、囲障の高さ(墓誌、塔婆立ては除く)は80cm以内とすること。

③ 囲障等は隣接墓地との境界から1．5cm以上内側に設けること。

④ 植栽をしないこと。

一般墓地の設備例(高さ制限)

※工事施工にあたっては、囲障等は隣接墓地との境界から1．5cm以上内側に設けて下さい。(隣同士の間隔が空いていないと、墓地の改修等に際して、隣の囲障等を毀損・損壊させる恐れがあるため。)また、雑草が生えてくることを防止するため、基礎は区画全体に施工してください。

※地面を掘る場合は、深さ50cmまでとしてください。

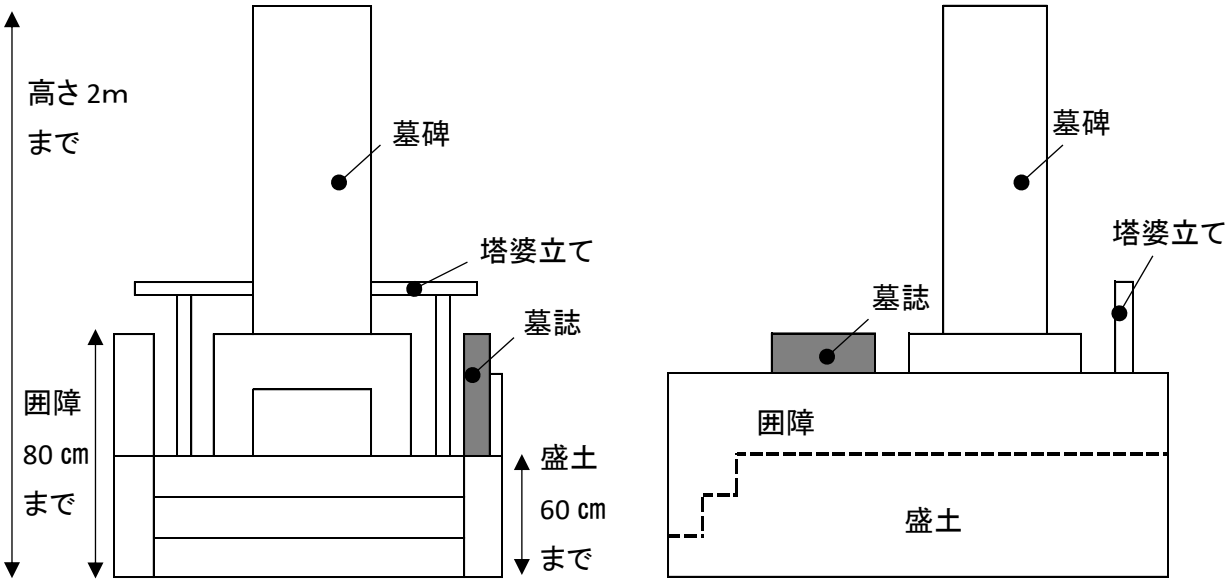

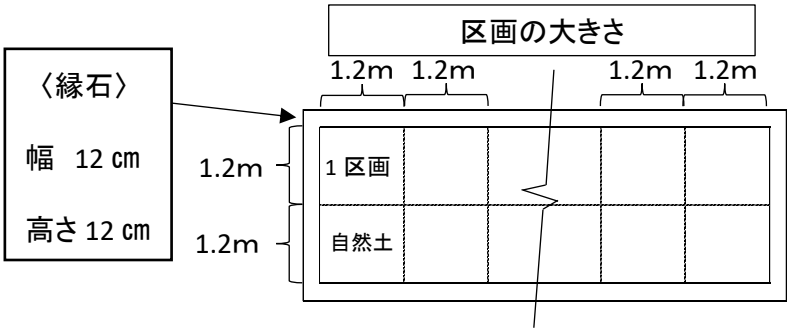

（2）芝生墓地の設置基準

富谷市営墓地条例施行規則第１２条第２項に定める芝生墓地の設置基準は次のとおりとなります。

① 墓碑及びこれに類するものの高さは、カロートの上端から80cm以内とすること。

② 蓋石(高さがカロートの上端から15cm以内であるものに限る。)及び台石は、カロートの上に設置し、かつ、カロートの幅及び奥行きと一致させること。

③ カロートの範囲を超えて墓碑、墓誌、水鉢、花立て等を設置しないこと。

④ 塔婆立て若しくは香炉を設置又は植栽をしないこと。

芝生墓地の設備例（高さ制限）

【断面図（正面）】

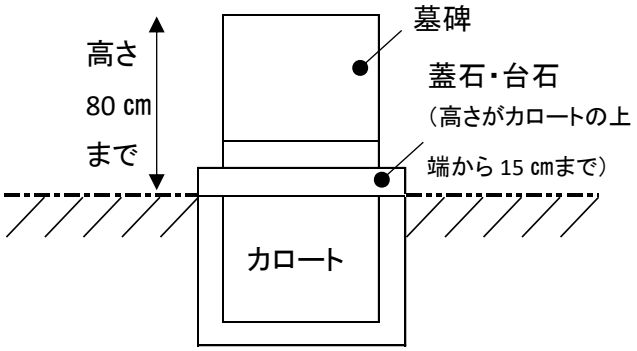

【断面図（右側面）】

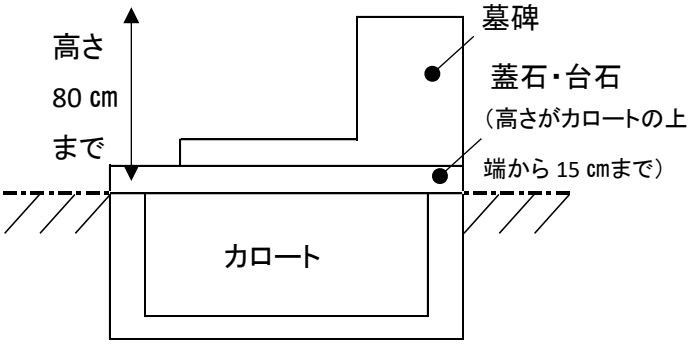

カロート断面図（正面）

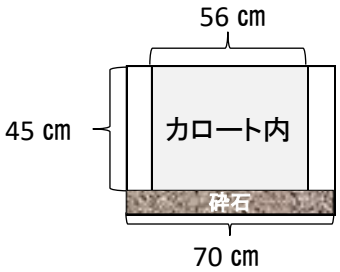

カロート断面図（右側面）

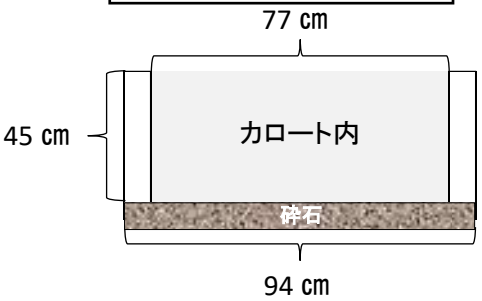

区画の大きさ

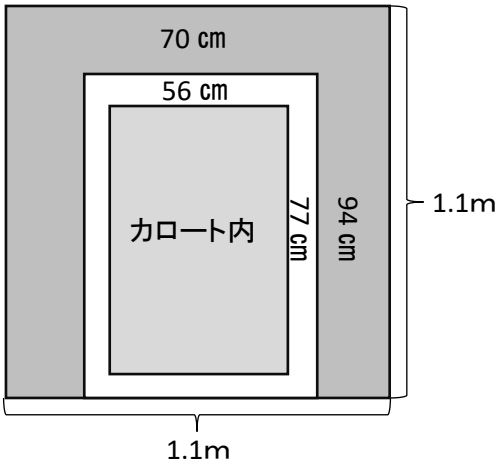

当市で設置したカロートを使用していただきます。
７寸の骨壺（直径約２１cm）６体埋葬可能な大きさです。

（3）個別埋蔵墓地の使用方法

個別埋蔵墓地については、市で用意したカロート（正方形）を使用していただきます。1つのカロートにつき焼骨1体（骨壺1壺）を埋蔵します。蓋石を設置しておりますので、墓石等を建てることはできません。また、墓地敷地内への立ち入りは禁止となります。大きさについては下記の図をご確認下さい。

カロート断面図（正面）

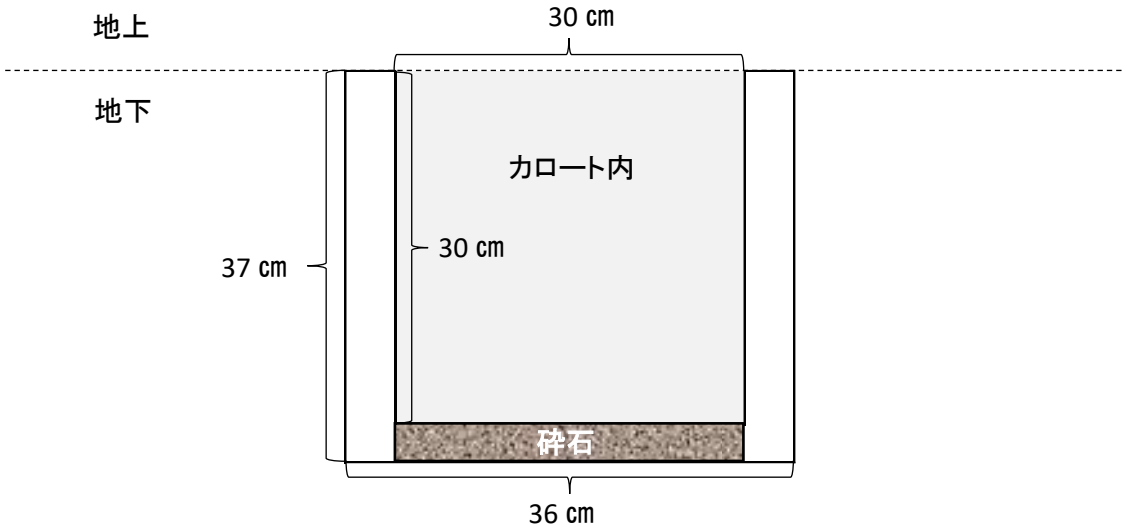

7. ペット合葬墓地の使用について

富谷市営愛玩動物霊園条例、条例施行規則に定めるペット合葬墓地の使用基準は次のとおりとなります。

① 申請日において富谷市民であること（住民登録されている方）

② 対象となる動物は愛玩の目的で（ペットとして）飼っている犬、猫、小鳥等で、おおむね体長1メートル以下で体重60キログラム以下の動物です。

③ ペット合葬墓地は合葬式で焼骨を納骨する施設となっており、お骨は返還できません。

④ 使用料の額は、焼骨一体につき**３，０００円**です。

⑤ 既に納入された使用料は返還できません。

⑥ 使用する方は使用許可申請書を提出する必要があります。

⑦ ペットの焼骨はペット合葬墓地以外の墓地に納骨することはできません。

⑧ 納骨する際は、民間の個別火葬業者等に依頼した後、焼骨のみをお持ちください。ご遺体の火葬を行うことはできません。

〇申請方法

下記窓口へ直接申請願います。

受付窓口	所在地	開庁時間
市民生活部生活環境課	富谷市富谷坂松田30番	8:30～17:15 ※
成田出張所	富谷市成田一丁目1番地1	8:30～17:15
東向陽台出張所	富谷市明石台一丁目1番地	8:30～17:15
富ケ丘出張所	富谷市富ケ丘三丁目1番28号	8:30～17:15
あけの平出張所	富谷市あけの平二丁目22番地14	8:30～17:15
日吉台出張所	富谷市日吉台二丁目22番地15	8:30～17:15

【受付日時】土日祝日及び年末年始を除く開庁日の時間内

※生活環境課では第一・三月曜日（月曜日が休日の場合は翌開庁日）については、19時まで受付

〇納骨までの流れ

受付窓口にて申請・使用料納入 ⇒ 受付窓口にて許可証発行 ⇒ 市営墓地へ許可証・遺骨を持参 ⇒ 納骨

8. 一般墓地・芝生墓地募集区画図、施設位置図

A ブロック 一般墓地（愛称：ひだまり）

C ブロック 芝生墓地（愛称：そよかぜ）

芝 生 墓 地

（愛称：そよかぜ）

（令和７年１０月１７日現在）

白色の区画が空き区画となります。

○施設位置図

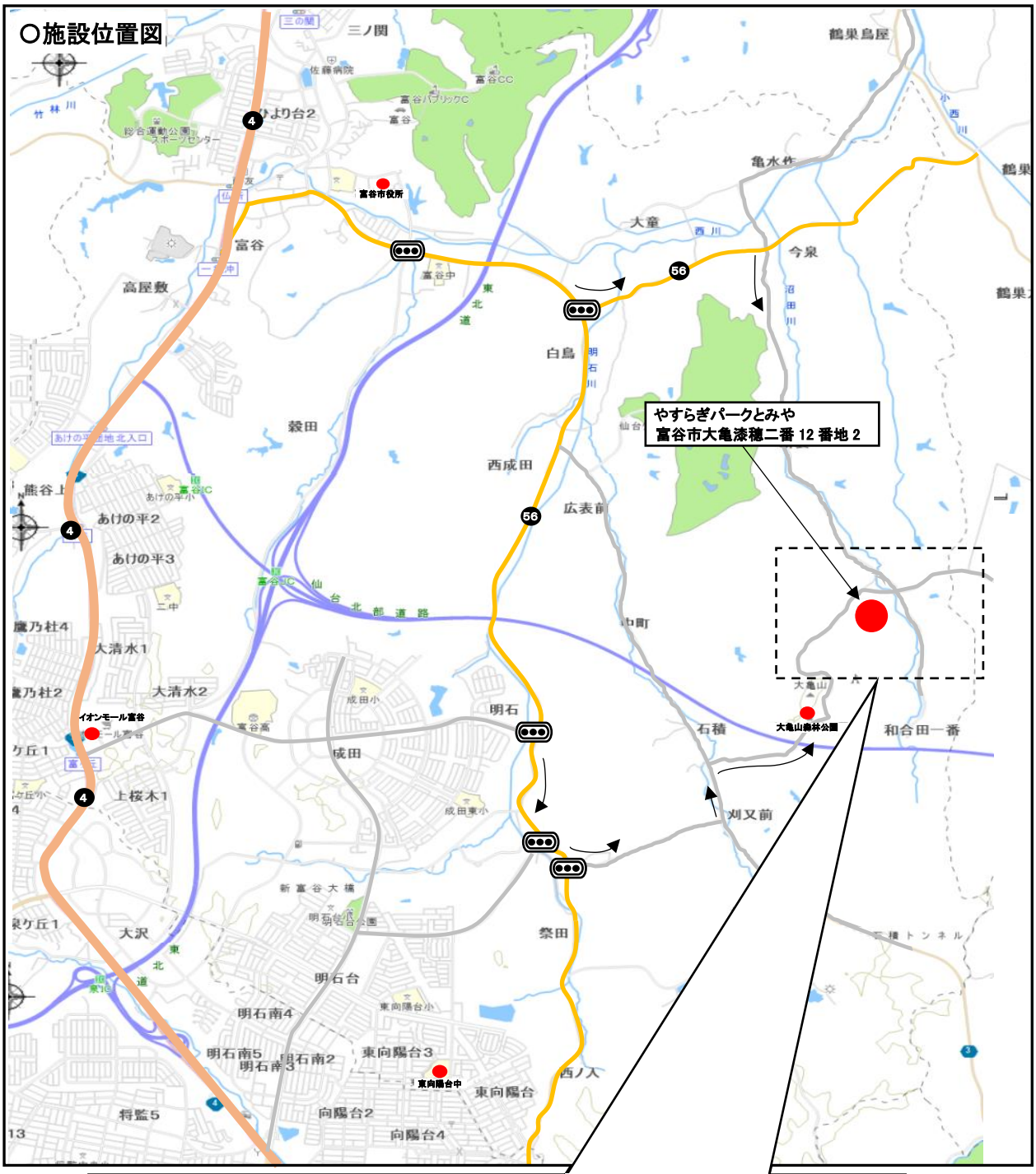
富谷市役所
やすらぎパークとみや
富谷市大亀漆穂二番 12 番地 2
大亀山森林公園
イオンモール富谷
東向陽台中

○詳細図

至 富谷市役所
やすらぎパークとみや入口
大亀山森林公園
至 成田・明石台地区

９．申請書記載例

様式第１号の１（第５条関係）

記載例

一般・芝生墓地使用許可申請書

2025年 4月 1日

申請日を記入して下さい。

富谷市長あて

富谷市営墓地条例，同施行規則及び使用者募集案内の内容を了承の上，下記のとおり墓地を使用したいので申請します。

注意：太枠の中だけ記入してください。

1．申請者（使用者）	フリガナ	トミヤ　タロウ	生年月日	西暦 1963年 1 月 1 日生
	氏　名	富谷　太郎		
	住　所	〒981－3392 富谷市 富谷坂松田30		
	電話番号	自宅 022（ 358 ）3*** 携帯番号 090（ **** ）****		

2．使用条件

以下の条件を満たしている必要があります。該当している場合は☑をしてください。

☑ 申請日において，富谷市に1年以上居住。

☑ 祭祀を主宰する者※　※墓や仏壇を引き継いで先祖を供養する者のこと。

3．申込区分 ※いずれか1つ ☑ A．一般墓地(使用料：40万円) ☐ C．芝生墓地(使用料：38万円)	4．希望区画の有無 ※いずれかに○ 無 ・ (有) 上記で「有」の場合の希望区画 ((A) ・ C － 1 － 001) ※希望区画が他の申請者と重なった場合は抽選となります。抽選で外れた場合は市が区画を決定します。予めご了承ください。

5．埋蔵・収蔵していない焼骨の有無，及びその保管場所 ※いずれかに○

無 ・ (有) 【現在の保管場所：(自宅)・ 寺院等一時預かり ・その他(　　)】

6．本申請による住所等の確認のために必要がある場合は，市が保有する個人情報(住民基本台帳)の閲覧に同意します。

（署名： 富谷　太郎 ）

添付書類	☐ 申請者の住民票の写し(続柄・本籍有)　※6でご署名いただいた場合は添付不要。 ☑ 火葬許可証の写し(焼骨所有者のみ)　※5で「有」の方のみ ☐ 委任状(申請を申請者から依頼された場合のみ) ☐ その他市長が必要と認めた書類(　　)

様式第１号の２（第５条関係）

記載例

個別埋蔵墓地使用許可申請書

2025 年 4 月 1 日

申請日を記入して下さい。

富谷市長あて

富谷市営墓地条例，同施行規則及び使用者募集案内の内容を了承の上，下記のとおり墓地を使用したいので申請します。

注意：太枠の中だけ記入してください。

1. 申請者（使用者）	フリガナ	トミヤ　タロウ	生年月日	西暦 1963年　1月　1日生
	氏　名	富谷　太郎		
	住　所	〒981－ 3392 富谷市 富谷坂松田30		
	電話番号	自宅 022（ 358 ） 3****	携帯番号 090（ **** ）****	

2．使用条件

以下の条件を満たしている必要があります。該当している場合は☑をしてください。

☑ 申請日において，富谷市に1年以上居住。

3．申込区分

☑ B．個別埋蔵墓地(使用料：30万円)

※申請書は1人もしくは焼骨1体につき，1枚となります。
※使用区画は市が決定いたします。募集数よりも応募者数が上回った場合は，抽選となります。

◆同一世帯で個別埋蔵墓地を複数お申込みいただく場合のみ記載してください。

（1）同一世帯で隣接した区画を希望しますか。
（ (希望する)・ 希望しない ）※いずれかに○

(2)（1)で「希望する」を選んだ場合，同一世帯で同時に申し込んでいる申請者全員の氏名をご記入ください。
（氏 名：富谷 次郎 ，富谷 三郎 ）

4．埋蔵・収蔵していない焼骨の有無，及びその保管場所　※いずれかに○

無 ・ (有)【現在の保管場所： (自宅)・ 寺院等一時預かり ・ その他(　　)】

※有の場合⇒(埋蔵予定者氏名： 富谷　花子)

5．本申請による住所等の確認のために必要がある場合は，市が保有する個人情報(住民基本台帳)の閲覧に同意します。　（署名： 富谷　太郎 ）

6．富谷市営墓地条例第8条第1項第2号の使用期間(許可日から30年後の年度末)終了後に，本墓地内の合葬墓地へ埋蔵することを承諾の上，申請します。

（署名： 富谷　太郎 ）

※個別埋蔵墓地の使用期間延長を希望する場合は，使用期間終了の30日前までに個別埋蔵墓地使用期間延長申請書(様式第6号)にて申請可能です。

添付書類	☐ 申請者の住民票の写し(続柄・本籍有)　※5で署名いただいた場合は添付不要。 ☑ 火葬許可証の写し(焼骨所有者のみ)　※4で「有」の方のみ ☐ 委任状(申請を申請者から依頼された場合のみ) ☐ その他市長が必要と認めた書類(　　)